平成２２年（フ）第２７０号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷198番地　メゾン千寿205号
債務者　石川　園実
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１０５号
福岡県大牟田市大字草木816番地１
債務者　立嶋　　洋
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１０６号
福岡県大牟田市大字草木816番地１
債務者　立嶋賀代子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第７９２号
千葉県鎌ケ谷市南初富１丁目８番５号　山口悦子方
債務者　高橋　祐之
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８３３号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺５丁目13番35―５号
債務者　花嶋　征男
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８３４号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺５丁目13番35―５号
債務者　花嶋　講子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４４号
千葉県柏市南増尾１丁目20番２―402号
債務者　奈良　明子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６０号
福井県敦賀市長谷38号26番地
債務者　大西　　眞
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２１６号
山口県周南市大字久米1357番地の４
債務者　藤井香須美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２１８号
山口県光市上島田７丁目８番11―４号
債務者　益田　誠史
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第４０４号
沖縄県浦添市宮城３丁目15番１―307号　仲西住宅
債務者　林　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４６５号
沖縄県那覇市銘苅１丁目19番２―3003号　古島共同住宅
債務者　山城　　弥
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３０１号
仙台市宮城野区宮千代１丁目25番地の２　ビツグバレー宮千代103
債務者　中嶌　　純
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３３号
仙台市太白区郡山６丁目６番７―402号
債務者　齋藤　龍三
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３４号
仙台市太白区郡山６丁目６番７―402号
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７７号
仙台市太白区羽黒台６番21号
債務者　藤井　明美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８５号
仙台市太白区土手内３丁目１番11号
債務者　浅沼　　静
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０４号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目20―12―205、住民票上の住所宮城県黒川郡富谷町あけの平３丁目１番地11
債務者　浦山　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係